

## 入会及び退会に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道浄化槽協会（以下「この法人」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会又は退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 この法人の会員は、定款第5条に規定する次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

### (入会手続)

第3条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第1号様式）に、必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書の提出に当たっては、次の第1号を添付するほか、法人にあっては第2号及び第3号を、また工事業にあっては第4号を、保守点検業にあっては第5号を添付しなければならない。

ただし、賛助会員は、第4号又は第5号の添付を省略することができる。また、第6条第2項の会員資格変更による入会の場合には、すべての添付書類を省略することができる。

- (1) 営業経歴書（第2号様式）
- (2) 定款
- (3) 現在事項証明書の写し
- (4) 浄化槽工事業の登録又は届出を証する書類の写し
- (5) 浄化槽保守点検業の登録済通知書の写し

3 この法人への入会承認は、理事会において、次に掲げる基準を基に決定する。

- (1) 入会しようとする正会員は、浄化槽工事業又は浄化槽保守点検業を営んでいる者であること。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (3) 過去にこの法人の会員であった者で、会員の資格を失ってから2年以上経過した者であること。
- (4) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- (5) 既に正会員として登録されている団体と別法人等であること。

4 会長は、理事会において入会の承認を決定したときは、速やかに入会申込者に通知しなければならない。

( 会員名簿 )

第 4 条 入会者は、会員の種別及び地区に分類した会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された会員の個人に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

( 入会金及び会費 )

第 5 条 入会金及び会費の金額並びに納期及び減免に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費等に関する規則によるものとする。

( 会員資格の取扱い )

第 6 条 会員が入会及び退会に関する規則第 3 条第 3 項各号に規定する入会の承認基準を満たさなくなった場合は、速やかに退会届(第 4 号様式)を提出しなければならない。

- 2 正会員が会員資格の種類を変更して賛助会員の入会を希望する場合は、第 1 項の退会届の提出と同時に入会申込書(第 1 号様式)を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 賛助会員が会員資格の種類を変更して正会員の入会を希望する場合は、第 1 項の退会届の提出と同時に入会申込書(第 1 号様式)を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

( 退会及び登録の抹消 )

第 7 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第 9 条及び第 10 条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を失った場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

( 再入会 )

第 8 条 過去にこの法人の会員であった者で会員の資格を失ってから 2 年以上経過して再入会を希望する場合には、本規則第 3 条の規定を準用する。ただし、退会の際に未納会費がある場合は、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

( 会員の変更事項届出 )

第 9 条 会員は、次の事項に変更が生じた場合は、会員登録事項変更届出書(様式第 3 号)により、速やかに届出しなければならない。なお、会員が法人の場合であって、商号・名称、代表者の氏名、住所を変更する場合は、現在事項証明書の写しを添えて届出するものとする。

- ( 1 ) 商号・名称
- ( 2 ) 代表者の氏名
- ( 3 ) 住所
- ( 4 ) 電話番号( F A X 番号 )
- ( 5 ) 浄化槽工事業又は保守点検業

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

2 第2条の個人とは、個人事業主をいい、団体とは、法人及び権利能力なき社団（権利能力なき財団を含む）をいう。

なお、この団体には、従たる事業所（ただし、第3条第2項に定める登録又は届出済みの事業所に限る）を含むものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。